



野辺地川漁業協同組合内共第26号第五種共同漁業権

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、野辺地川漁業協同組合が、免許を受けた、内共26号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場において、遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣、手釣による遊漁の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した、遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは、組合員若しくは、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第11条に規定する場合を除き、第1項を承認するものとする。
- 4 第1項の承認を受けたものは、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	1人・1竿

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日～翌年3月31日まで
や ま め	4月1日～9月30日まで
い わ な	4月1日～9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
1. 青い森鉄道下り線より下流の二本木川。	4月1日～翌年3月31日まで
2. 野辺地川城内橋から上流300メートル、 下流100メートルまでの間の区域。	10月10日～12月31日まで
3. 左岸字観音林前田18の3地先、 右岸字笠館84地先より河口までの800 メートルの野辺地川本流。	4月1日～翌年3月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル



(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付する。

1 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		年券(大人)	日券(大人)
あ ゆ・やまめ	手釣・竿釣	3,000円	400円
いわな	" "		

2 遊漁料の納付は、次の掲げる場所において、しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

3 遊漁料の納付場所

住 所	氏名(名称)
野辺地町字野辺地320の1	昭和堂釣具店
同 上 二本木19の5	昭和堂フェリー通り店
同 上 野辺地69	あらやペットショップ

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁業区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁しようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚類	遊漁の方法	遊漁料
全魚類	アユ、ヤマメ、イワナ ニジマス、ヒメマス（ 薦沼のみ）、ウグイ、 コイ、フナ、ウナギ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪流魚	ヤマメ、イワナ、ニジ マス、ヒメマス（ 薦沼 のみ）、ウグイ、コイ、 フナ、ウナギ	手釣り 竿釣り	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東四丁目1番15号

青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第3項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式第1号

遊 漁 承 認 証

(表)		
遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します 記		
遊漁者	住所	(年令)
承認期間		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行者		
野辺地川漁業協同組合		印

(裏)	
注意事項	
1. 本証を携帯しなければ、遊漁をすること はできません。	
2. 本証は他人に貸与してはいけません。	
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証 を提示しなければなりません。	
4. 遊漁者は、適当な距離を保ち、他の者の 迷惑になるような行為はしないこと	
5. 遊漁者は、みだりに川底を搅はんしては いけません。	
6. ブラックバス及びブルーギルが採捕され た場合は再放流してはなりません。	

別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No.
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日～12月31日	
	●魚種 全魚種	●遊漁料 15,000円
青森県内水面漁業協同組合		
〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15		
TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No.
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
渓流魚	●有効期間 平成 年1月1日～12月31日	
	●魚種 渓流魚	●遊漁料 8,000円
青森県内水面漁業協同組合		
〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15		
TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス ヒメマス(葦沼のみ)、ウグイ、コイ フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ (魚種ごとの遊漁期間は青森 県内水面漁業調整規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大童子川(深浦町)、馬淵川上 流(三戸漁協管内)及び平川(平川内水面漁協管内)を除く。 また、県内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則で定められた遊 漁禁止区域は除く。)	
漁具漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催釣り大会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。

漁 場 監 視 員

(表)

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します

氏名 (年令)

住所

有効期間

発行者

野辺地川漁業協同組合 印

(裏)

1. 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはいけない。
3. 監視員は規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。
4. 違反者を発見したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命ずるとともに、このことを組合に報告すること。
5. 「ナメ流し」については、特に厳重に監視すること。